会報

全住協

2019
1月

一般社団法人 全国住宅産業協会

平成31年年頭所感

一般社団法人 全国住宅産業協会
会　長　神　山　和　郎

新年を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、地震、集中豪雨、台風による大きな自然災害に見舞われ多くの犠牲者と甚大な被害がもたらされました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、住宅に関わる事業者として国民の安全・安心を守る使命を再認識しております。

我が国経済は、緩やかな回復基調が続く一方で賃金の伸びが鈍く、住宅、消費を始めＧＤＰの成長率も力強さを欠いており、特に若年層では景気回復を実感するには至っていない状況です。

住宅・不動産市場においては、新設住宅着工戸数はここ数年90万戸台で堅調に推移していますが、建築費の上昇や用地価格の高騰もあり住宅価格は長期にわたり高止まりしており、一次取得者層の購入能力から乖離した価格となっております。さらに、本年10月には消費税率10％への引上げが予定されており、住宅購入への影響が懸念されるところです。当協会は、引上げ前後の駆込み・反動減対策を講じるよう重点的に要望活動を行ってまいりましたが、その結果、住宅ローン減税の控除期間の３年延長、エコ住宅、長持ち住宅、耐震住宅、バリアフリー住宅など一定の性能を有する住宅を対象とする次世代住宅ポイント制度の創設などの措置が新たに講じられることとなりました。これらの制度が消費者に十分に理解され、販売現場で混乱なく適切に運用されることが望まれます。

昨年12月に発表された平成31年度税制改正大綱では、消費税率引上げ対策に加えて、買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長、空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長、土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長などが実現しました。これらの措置は住宅取得者の負担軽減を通じて、住宅・不動産市場の活性化に寄与するものであり、特例の延長実現に関係された方々に感謝申し上げます。

今後は、消費税を含め多くの税が課せられている住宅取得者の負担を今以上に増やさないように検討を行い、恒久的な措置を実現す

目　次

・平成31年年頭所感 …… 1
・平成31年度住宅・土地関係税制改正概要 …… 3
・宅地建物取引士法定講習のご案内 …… 5
・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
（トーセイ㈱、㈱フージャースコーポレーション） …… 6
・明海大学企業推薦特別入学試験
（Ｂ日程）について …… 8
・トピックス …… 8
・国土交通省周知依頼 …… 9
（国土利用計画法に基づく事後届出制の
周知徹底等について）
・協会だより …… 9

ることが最大の課題となります。その際、都心居住の利便性や職住接近を求める若い世代や高齢者世帯に需要があるコンパクトマンションの購入者のために住宅ローン控除などの面積要件を緩和することも重要であると考えます。

国民の住まい方が多様化し、高齢者世帯や単身者世帯等が増加する中で住宅の広さだけでなく、子育て世代が仕事と家庭生活を両立していける環境を備えた住宅、高齢者が安心して老後を送ることができる住宅を供給していくことが求められています。また、省エネルギー化や耐震化、IoT・AIへの対応なども今後ますます必要となってきます。マンション、戸建、賃貸住宅、注文住宅など多様な住宅の供給、仲介、維持管理などを業とする会員が集っている当協会の力をいかんなく発揮すべき時代だと考えます。

既存住宅の活用、流通の活性化については、昨年から宅地建物取引業法に基づく建物状況調査(インスペクション)や安心R住宅の制度運用が始まりましたが、これらの動きを着実に進めていくことが必要です。空き家、所有者不明土地についてもより一層の対策を講じていく必要があります。

現在、全国の分譲マンションストックの総数は644万戸あります。これらのマンションを良好に維持するためには定期的に修繕工事を行う必要がありますが、修繕積立金が十分でないため、一時的に入居者に過度な負担を求めたり、必要な工事が行われない事例が見受けられます。適切な修繕を行いマンションの資産価値を維持するためにも修繕積立金のあり方について居住者の立場に立った検討が必要です。

また、これらのマンションは年々老朽化が進行します。建築後50年超の分譲マンションは現在の5.3万戸から10年後には72.9万戸、20年後には184.9万戸に増加することが見込まれ、マンションの建替えが現実問題として顕在化してきます。マンションの建替えの促進には、容積率の特例制度(ボーナス)の創設やリバースモーゲージの普及、マンション建替えに係る関係法令の見直しなどが不可欠となりますので、今後、本格的な検討をお願いしたいと思います。

本年も引き続き全国1,700社を超える会員の英知と熱意を結集し、国民の豊かな住生活の実現と住宅・不動産業の発展を通じ日本経済の発展に寄与してまいりますので、会員並びに関係の皆様方の倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年度住宅・土地関係税制改正概要

政府与党は12月14日に、「平成31年度税制改正大綱」を発表した。住宅･土地関連の主要項目は、以下のとおりである。

〔消費税率引上げを踏まえた需要変動の平準化等〕

消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策

【結果】

・平成31年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、以下のとおり住宅ローン減税の拡充措置を講ずる。

〈控除期間〉

３年間延長（10年間→13年間）

〈適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額（一般住宅の場合）〉

以下のいずれか小さい額

①借入金年末残高（上限4,000万円）の１％

②建物購入価格（上限4,000万円）の2/3％

（２％÷３年）

※　長期優良住宅・低炭素住宅の場合は、借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

※　消費税率10％が適用される住宅の取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。

・また､既に措置することが決まっている税制・予算による総合的な対策を以下のとおり講ずる。

①住宅ローン減税の拡充措置の継続

控除対象借入限度額

一般住宅：4,000万円

長期優良住宅・低炭素住宅：5,000万円

②すまい給付金の拡充

対象となる所得階層の拡充、給付額を最大30万円から50万円に引上げ

③贈与税の非課税枠の大幅な拡充

最大限度額：1,200万円→3,000万円

〔豊かな暮らしの実現と地域の活性化〕

（都市の競争力・魅力の向上と土地の有効利用の促進）

地域福利増進事業に係る特例措置の創設（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・固定資産税・都市計画税）

【特例措置の内容】

①所得税・法人税等

事業者に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る税率を軽減。

②固定資産税・都市計画税

地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等の課税標準を５年間2/3に軽減。

【結果】

上記①、②について、特例措置を創設する。

①については１年間（～平成31年12月31日）

②については２年間（～平成33年３月31日）

（住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保）

空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長（所得税・個人住民税）

【特例措置の内容】

〈主な要件〉

・被相続人が単独で居住し、亡くなった後に空き家の状態

・相続後３年経過した年の12月31日までに譲渡

・旧耐震基準建築物を除却又は耐震リフォーム

⇒空き家・敷地の譲渡所得から3,000万円を特別控除

【結果】

・本特例措置を４年間（平成32年１月１日～平成35年12月31日）延長する。

・被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に加える。

平成31年度住宅・土地関係税制改正概要

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長（不動産取得税）

【特例措置の内容】

現行、買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税（事業者の取得に係るもの）について、以下のとおり減額。

［住宅部分］

築年月日に応じ、一定額を減額

［敷地部分］

一定の場合（※１）に、税額から一定額（※２）を減額

※１　対象住宅が「安心Ｒ住宅」である場合又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合

※２　150万円又は家屋の床面積の２倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

【結果】

・現行の措置を２年間（平成31年４月１日～平成33年３月31日）延長する。

・省エネ改修について、適用要件を合理化する。

※　現行の必須要件（全ての居室の全ての窓の断熱改修（全窓要件））に、住宅全体の省エネ性能（断熱等級４など）を改修により確保した場合を追加

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（不動産取得税・固定資産税）

【特例措置の内容】

［固定資産税］

５年間、税額を1/2～5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減（参酌標準：2/3）

［不動産取得税］

家屋：課税標準から1,200万円控除／戸

土地：税額から一定額（150万円又は家屋の床面積の２倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額）を軽減

【結果】

現行の措置を２年間（平成31年４月１日～平成33年３月31日）延長する。

〔成長力・国際競争力の強化〕

（不動産市場の活性化）

土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

【特例措置の内容】

［登録免許税］

土地の所有権移転登記等に係る税率を軽減

・所有権移転登記：本則２％→1.5％

・信　託　登　記：本則0.4％→0.3％

【結果】

現行の措置を２年間（平成31年４月１日～平成33年３月31日）延長する。

Ｊリート及びＳＰＣが取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

【特例措置の内容】

Ｊリート及びＳＰＣ（※）が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

※　資産流動化法に基づく特定目的会社

［登録免許税］

移転登記に係る税率を軽減

（本則２％→1.3％）

［不動産取得税］

課税標準から3/5控除

【結果】

現行の措置を２年間（平成31年４月１日～平成33年３月31日）延長する。

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長（登録免許税・不動産取得税）

【特例措置の内容】

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。

［登録免許税］

税率軽減

・移転登記：２％→1.3％

・保存登記：0.4％→0.3％

平成31年度住宅・土地関係税制改正概要

［不動産取得税］

課税標準から1/2控除

【結果】

現行の措置を２年間（平成31年４月１日～平成33年３月31日）延長するとともに、以下の要件の見直しを行う。

［登録免許税］

特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、「対象不動産に係る工事の竣工後10年以内の譲渡」の要件の撤廃、「土地及び建物」の取得要件の見直し（借地上の建物の追加）。

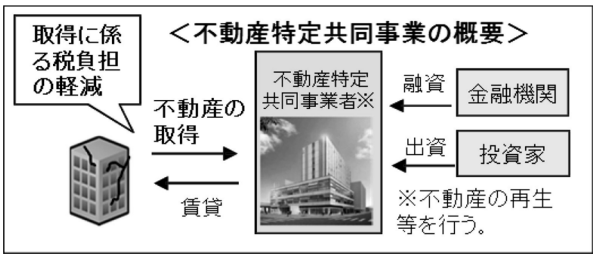

宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

１．講習日

平成31年３月15日（金）

２．講習時間

９：45（受付）～17：50

３．受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成31年３月15日～平成31年９月14日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の６か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

４．申込み方法

(1)来所による受付

受付時間　９：30～17：00

（12：00～13：00除く、土・日・祝日は休み。）

(2)その他

①会社の宅建免許番号を控えてきてください。

②取引士資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。

詳細は各都県の以下の窓口にお問合せください。

・東京都都市整備局住宅政策推進部
　不動産業課免許担当：03－5320－5063
・埼玉県都市整備部建築安全課
　宅建業免許担当：048－830－5492
・千葉県県土整備部建設・不動産業課
　不動産業班：043－223－3238
・（公社）神奈川県宅地建物取引業協会
　：045－633－3036
・静岡県くらし・環境部建築住宅局
　住まいづくり課宅地建物班
　：054－221－3072

５．申込み先・問合せ等

（一社）全国住宅産業協会　事務局

住所 千代田区麹町5–3　麹町中田ビル８階

TEL 03–3511–0611

詳細はホームページの案内をご参照ください。

６．講習会場

連合会館

（ＪＲ御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩５分）

住所 千代田区神田駿河台３－２－11

TEL 03－3253－1771

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第８回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

不動産関連事業部門

西台トーセイビル

（トーセイ㈱）

［事業コンセプト］

既存ビルの流動化は、当社の５事業のうちの不動産流動化事業の１つであり、これまでも中小既存ビル再生事業を展開してきている。本事業は、これまでのノウハウを活かしながら、さらに踏み込み、大規模案件に挑戦したものである。

本物件は、全館空室のビルであったが、竣工当時約100億円の建築費をかけて建築された免震構造の建物であり、当社の既存ビル再生能力を活かすことで、求められる社会性や経済的合理性を鑑み、最適なバリューアップを見極めることでタイムリーに市場へ提供できた。

［商品性］

物件の持つ潜在価値や商品価値を考え、公共性、社会性、快適性、経済合理性などを考慮しつつ、時代価値へ適合させ、社会に還元流通されるまでを一連の事業デザインとしている。

本物件は、空室ビルであったため、物理的な工事上の制約はなかったものの、大臣認定建築物であり工事における法的制約が高く、その中での改修工事計画策定と実施が求められた。この与条件を吟味し、それを逆手に、多様なニーズに対応できるように空間のフレキシビリティを重視したシンプルな空間価値を回復した。一方で、本物件が持つ優良な潜在価値であるにもかかわらず捨て置かれていた設備関連の機能回復工事に注力し、本物件を市場に再提供できるものとした。

結果的に、高機能かつ様々なニーズに柔軟に対応可能な商品となり、本物件のもつポテンシャルや潜在価値が市場に評価される商品となった。

［環境配慮］

本件は、新築時に「風・光・緑」を取り込む非常に入念に練られた環境配慮設計がなされており、このインフラをスクラップアンドビルドせずに活かすことこそが最大の環境配慮策であった。

建物中央のアトリウムは通気棟の役割を持ち、中間期の通風を促し空調負荷の低減に寄与する。また、執務スペースには自然光とアトリウムからの拡散光が入るとともに高効率照明導入と自動制御により照明負荷を低減させている。敷地の４周には豊かな緑をふんだんに配置し、かつ屋上緑化を施すことで、街のクールスポットとして近隣の微気候良化に貢献している。

［事業成果］

本物件は、多岐に渡る入念な出口戦略検討とそのための商品づくり（投資コストの見合い）が効を奏し、最終的に１棟丸ごとの賃貸と売却を同時に実現できている。

本件は、平成10年に「第11回ニューオフィス推進賞」を受賞しており、インフラの仕様は最新ビルと比較しても何ら遜色ないかそれ以上の物であった。当社にて適切なメンテナンス・バリューアップを実施することで、商品としての時代価値回復をパフォーマンスよく図ることができた、好事例であると思料する。

［物件概要］

住　　所	東京都板橋区蓮根3－17－1
敷地面積	11,085.50㎡
延床面積	22,791.58㎡
構造・規模	SRC造（一部RC造） 地上６階地下１階建

優良事業賞

企画・開発部門

キラリス函館（函館MARKS THE TOWER）

（㈱フージャースコーポレーション）

［事業コンセプト］

「市民生活と歴史・文化・観光が融合した回遊性の高いまちづくり」を基本コンセプトで始まった函館市中心市街地活性化基本計画のひとつ函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業は、官民一体事業で地域の皆様からも期待を寄せられた事業であり、さらに本地区内にある和光ビルは、老朽化・防災対策及び活性化の観点から再建が望まれていました。

駅前一等地でありながら、空き区画の発生や未利用地の点在がみられ、駅前の活性化が望まれる中、平成28年３月26日の北海道新幹線開業を控え、市の玄関口として相応しい街づくりを目指し、和光ビル及びその隣接地区を個人施行株式会社NAアーバンデベロップメント様が市街地再開発事業として整備いたしました。

本事業は「交流都市はこだての玄関口にふさわしいにぎわい空間と景観の創出」をコンセプトに、同市街地再開発事業において、当社が良質な住まい提供を通じ、駅前再開発に貢献し同時に都心部に暮らし、マンションに暮らすというライフスタイルを提案し、定住人口の確保を目的として住宅保留床を取得・分譲したものです。

［商品企画］

商品性については、光井純＆アソシエーツ建築設計事務所様よりデザイン監修いただき、人が集い、交流し、賑わいを生み出す都市再生に貢献するデザインをコンセプトに、高層部は一邸一邸に違う顔を求め、カラーは函館の未来を語るまぶしい白を基調としています。フレームやバルコニーを活かし、東西南北の４面すべてに異なるファサードを描き出しました。さらにバルコニー内のカラーやフレームのデザインに細やかな変化をプラスし、一邸として同じものがないかのような表情を与え、集合住宅でありながら一邸一邸にアイデンティティを持たせています。

また、商業・公益施設が入る基壇部は、より人と人が交わるように「都市の暖炉」のような吹抜を計画、ライトアップすることで駅前の交差点を彩っています。カラーは、風合いのある優しい色調のベージュ色を基調に函館の歴史を語るよう本町の洋館や港の倉庫に見られるレンガ色を開口部にアクセントとして採用いたしました。モダンな建物に歴史的モチーフが彩りを添えています。

［事業成果］

地域に溶け込み地域の皆様と一体となる販売戦略（商店街まわり、行政とのタイアップ、地域新聞や地域放送局でのPR）やお客様のニーズにアプローチする告知戦略により事業の成功を収めることができました。

函館駅前のシンボル的存在となった本プロジェクトは、市内だけでなく市外・道外からも注目を多く集め函館初の複合再開発タワープロジェクト「キラリス函館」（商業施設・公益施設・住宅（函館MARKS THE TOWER））の誕生は函館駅前の賑わいを取り戻し、かつ地域の活性化に貢献することができました。

［物件概要］

住　　所	北海道函館市若松町20－59
敷地面積	2,795.06㎡
延床面積	17,776.73㎡
住戸面積	46.71～100.90㎡
構造・規模	RC造地上16階地下１階建
住戸総数	84戸

明海大学推薦入試

明海大学企業推薦特別入学試験（B日程）について

1．出願資格

(1)明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①から③のいずれかに該当する資格を有し、かつ(2)の要件を満たす者。

①高等学校、中等教育学校又は専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2019(平成31)年３月卒業(修了)見込みの者。

②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2019(平成31)年３月修了見込みの者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

③学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2019(平成31)年３月31日までにこれに該当する見込みの者。

(2)当協会に所属する企業に勤務している者、又は同大学卒業後に会員企業等への就職を希望する者。

2．募集人員・入学試験日程

(1)募集人員

不動産学科20名(実施済みA日程含む)

(2)試験日程等

願書受付期間　２月18日～３月１日
試　　験　　日　３月15日
合　格　発　表　３月16日
入学手続期限　３月25日

(3)試験会場及び合格発表場所

明海大学浦安キャンパス

(4)試験科目･試験時間

９：10　集合　　９：30～　面接

3．出願手続き

(1)入学検定料　30,000円

(2)提 出 方 法　特定記録・速達にて当協会事務局宛に郵送。

4．書類請求・問合せ等

・(一社)全国住宅産業協会　事務局
TEL　03－3511－0611(担当：岩脇)

・明海大学浦安キャンパス入試事務室
TEL　047－355－5116

トピックス

公正競争規約研修会を開催

11月22日(木)、主婦会館にて「事例から学ぶ、不動産広告のルール」をテーマに、(公社)首都圏不動産公正取引協議会事務局長の佐藤友宏氏を講師に迎えて標記研修会を開催した。

研修会では、景品表示法や宅地建物取引業法、不動産公正競争規約の概要や位置付けなどの基礎的な部分を始め、実際の違反事例を数多く取り上げて、規制のポイント等について詳しく解説した。特にインターネット広告では、掲載数が膨大なために不動産事業者の広告内容のチェック体制が不十分であることを挙げ、違反を未然防止するために、広告の校正作業を徹底するよう呼び掛けた。

研修会終了後は、自社の広告方法等について個別に質問を行う参加者も多数見られた。

周知依頼

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後２週間以内に、市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないこととされています。（以下「事後届出制」という。）

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。

しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていない者が散見されるなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法第47条第１号の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第１項第３号又は第３項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第２項第１号の２又は第４項第１号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令の遵守や事後届出制の周知について、徹底いただきますようお願いします。

また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第１項第２号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であることについても、併せて周知徹底いただきますようお願いします。

協会だより

委員会開催状況

［総務委員会］

日　時　平成30年12月６日（木）16：00～17：00
場　所　協会会議室
議　事　平成31年新年賀会、全住協協会交流会、タイ不動産投資セミナー等の報告、並びに全住協メールマガジンのキャラクターの審査を行った。

［組織委員会］

日　時　平成30年12月10日（月）15：30～16：50
場　所　明治記念館
議　事　各種研修会、平成31年度研修体系、住生活女性会議、全住協協会交流会等の報告を行った。

［政策委員会］

日　時　平成30年12月18日（火）18：00～20：00
場　所　アルジェントASAMI
議　事　平成31年度税制改正、小委員会の活動、次回委員会日程、「不動産後見アドバイザー」資格講習会等の報告を行った。

［戸建住宅委員会］

日　時　平成30年12月13日（木）14：30～16：00
場　所　弘済会館
議　事　「戸建分譲市場2018年度上半期総括と2019年展望～AI・IoT時代の始まりと開発供給型ビジネスモデルの終わりの始まり～」の講演を行った。

協会だより

［中高層委員会］
日　時　平成30年12月４日(火)15：30～17：00
場　所　弘済会館
議　事　「マンション市場の動向について」並びに「“家はスマホで買う時代”ICTで変わる不動産販売」の講演を行った。

［流通委員会］
日　時　平成30年12月７日(金)16：00～17：45
場　所　弘済会館
議　事　「最近の不動産政策等について」並びに「不動産市況から見たトレンド」の講演を行った。

［新規事業委員会］
日　時　平成30年12月５日(水)16：00～17：00
場　所　東京グリーンパレス
議　事　建築物耐震化・防災街づくり研究、後見制度研究、空き家対策研究、中古建築物に関する研究等の審議を行った。

代表者変更

会 社 名　東京都市開発株式会社
新代表者　鈴木　進

業務日誌

11月21日(水)	・菅原一秀衆議院議員「政経セミナー」に神山会長が出席。(京王プラザホテル)
22日(木)	・公正競争規約研修会を開催。(主婦会館)
27日(火)	・第14回耐震化実践アプローチセミナーを開催。(弘済会館)
29日(木)	・組織変革サイクルを定着させるための管理職向けマネジメント研修を開催。(東京学院ビル)
	・管理職のための契約法務研修を開催。(東京学院ビル)
12月４日(火)	・中高層委員会を開催。(弘済会館)
５日(水)	・新規事業委員会を開催。(東京グリーンパレス)
６日(木)	・グローバルビジネス研修(海外不動産取引編)を開催。(東京学院ビル)
	・グローバルビジネス研修(国内不動産取引編)を開催。(東京学院ビル)
	・総務委員会を開催。(協会会議室)
７日(金)	・流通委員会を開催。(弘済会館)
10日(月)	・組織委員会を開催。(明治記念館)
13日(木)	・(公財)東日本不動産流通機構理事会に神山会長、牧山副会長ほかが出席。(京王プラザホテル)
	・戸建住宅委員会を開催。(弘済会館)
18日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長が出席。(ホテルメトロポリタンエドモント)
	・政策委員会を開催。(アルジェントASAMI)
19日(水)	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
20日(木)	・(一社)住宅生産団体連合会　自民党住宅対策促進議員連盟活動報告会・懇親会に神山会長ほかが出席。(ホテルグランドアーク半蔵門)

会報　全住協　通巻70号　発　行　一般社団法人全国住宅産業協会
(平成31年１月10日発行)　編　集　一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク（略称「ビジネスネット」）が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に15社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は、そのうち２社の取扱商品をご紹介いたします。
商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

㈱ダイテック：注文・分譲住宅クラウド

住宅産業のあらゆるシーンをクラウドで変革します。

「注文･分譲住宅クラウド」は、住宅産業向けクラウド型基幹業務サービスです。
土地取得から工事、販売、アフターサービスまで情報を一元管理。
プロジェクト管理、販売戦略、利益計画、受発注業務、そして経営力向上に。
クラウドがあらゆるシーンを変革します。

○一元化で「生産性」を向上
○見える化で「経営力」を向上
○モバイルワークで「働き方」を改革

価　格	個別見積り　全住協ビジネスネット特典 初期費用　５%割引 初期教育　１回分無償 月額費用　３か月間無償

問合せ先　クラウド営業部　部長：高橋 正典
携帯電話 080-5124-9785
E-mail takahashi.masanori@daitec.co.jp

日本リビング保証㈱：売買あんしんサポート

不動産仲介時の検査・保証サービスの決定版！

現在大手不動産仲介会社ではスタンダードとなりつつある、不動産売買仲介時の検査･保証制度について、お手軽な金額で、全国でご利用いただける新サービスをリリースいたしました。
「売り手側の専任媒介契約をもっと獲得したい!」、「大手仲介会社にサービスで負けたくない!」「片手仲介時にも無駄のないサービスが欲しい!」そんなご要望をお持ちの事業者様にピッタリのサービスです。
しかも今なら“実質登録料無料”でご利用いただけます。
ぜひこの機会に資料請求をお願いいたします。

価　格	全住協ビジネスネット特典

問合せ先　シニアマネージャー：岩橋　啓成
TEL 03-6276-0115　FAX 03-6893-6684
E-mail iwahashi.hrnr@jlw.jp